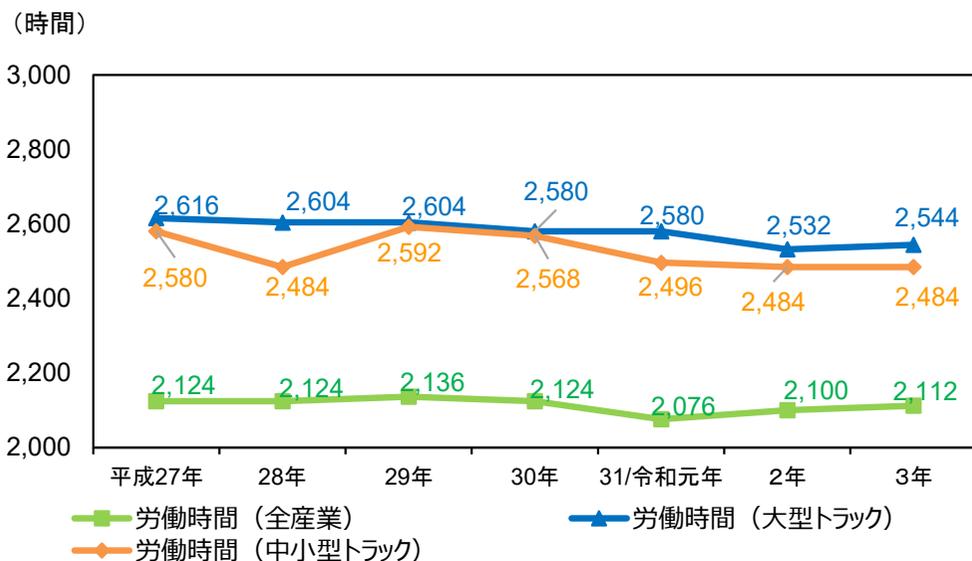


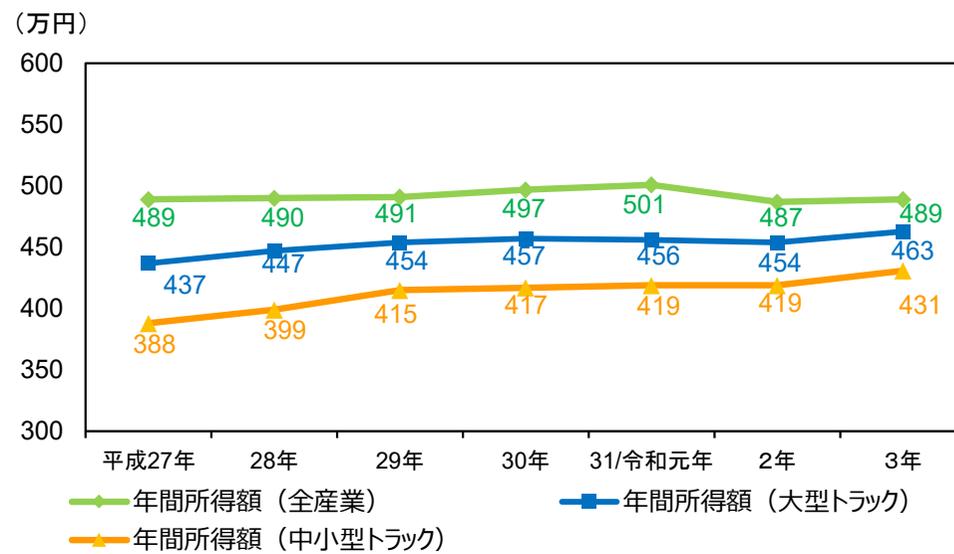
【資料2】

適正運賃の収受に係る取組について

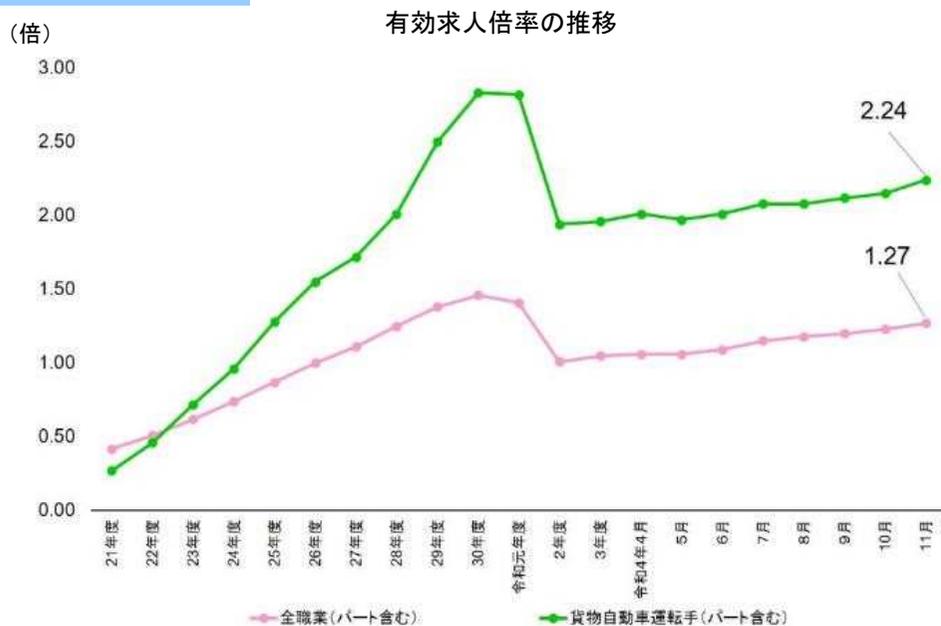
①労働時間 全職業平均より約2割(300h~400h)長い。



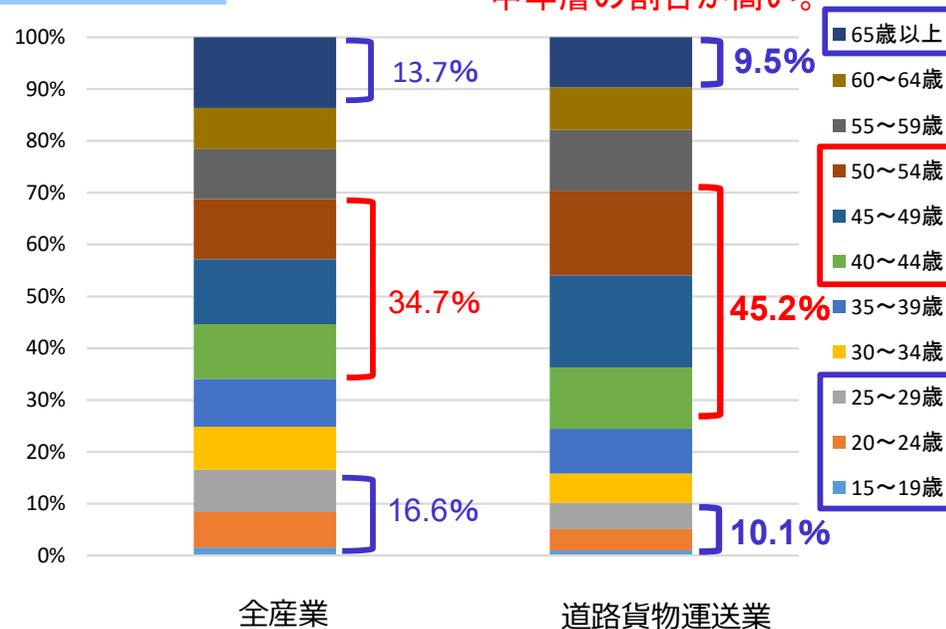
②年間賃金 全産業平均より5%~10%(20万~50万円)低い。



③人手不足 全職業平均より約2倍高い。



④年齢構成 全産業平均より若年層と高齢層の割合が低い。中年層の割合が高い。



(出典)厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほかより国土交通省作成

改正の目的

- トラック運送業の健全な発達を図るため、**規制を適正化**
- 時間外労働規制の適用(令和6年4月)を見据え、**緊急に運転者の労働条件を改善**

改正の概要

1. 規制の適正化

参入要件を厳格化(欠格期間の2年から5年への延長や、資金力確保の厳格化等)

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

定期的な車両の点検・整備の実施や**社会保険料の納付**等の義務づけ

3. 荷主対策の深度化

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

トラック事業者の法令遵守に係る**荷主の配慮義務**や、**国土交通大臣による荷主への働きかけ**の規定を新設

4. 標準的な運賃

【時間外労働規制が適用されるまで(令和6年3月)の時限措置】

運転者の労働条件を改善し、**持続的に事業を運営**するための参考指標として「**標準的な運賃**」の制度を導入

標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件(賃金・労働時間等)を改善し、持続的に事業を運営するための参考となる指標**

基本的な策定方針

- ◆ **運賃表の基本** ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- ◆ **車種等の違い** ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)にドライバン型のトラックを基準として算出
- ◆ **地域差** ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ **運賃と料金の考え方** ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については運賃と別に収受

適正な原価・利潤の確保

- ◆ **元請け・下請けの関係** ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価等**を基準に算出
- ◆ **車両費** ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等**ができるよう償却年数は**5年**で設定
- ◆ **人件費** ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ **帰り荷の取扱い** ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ **利潤** ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定



今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

「標準的な運賃」に係る届出件数（令和4年12月末現在）

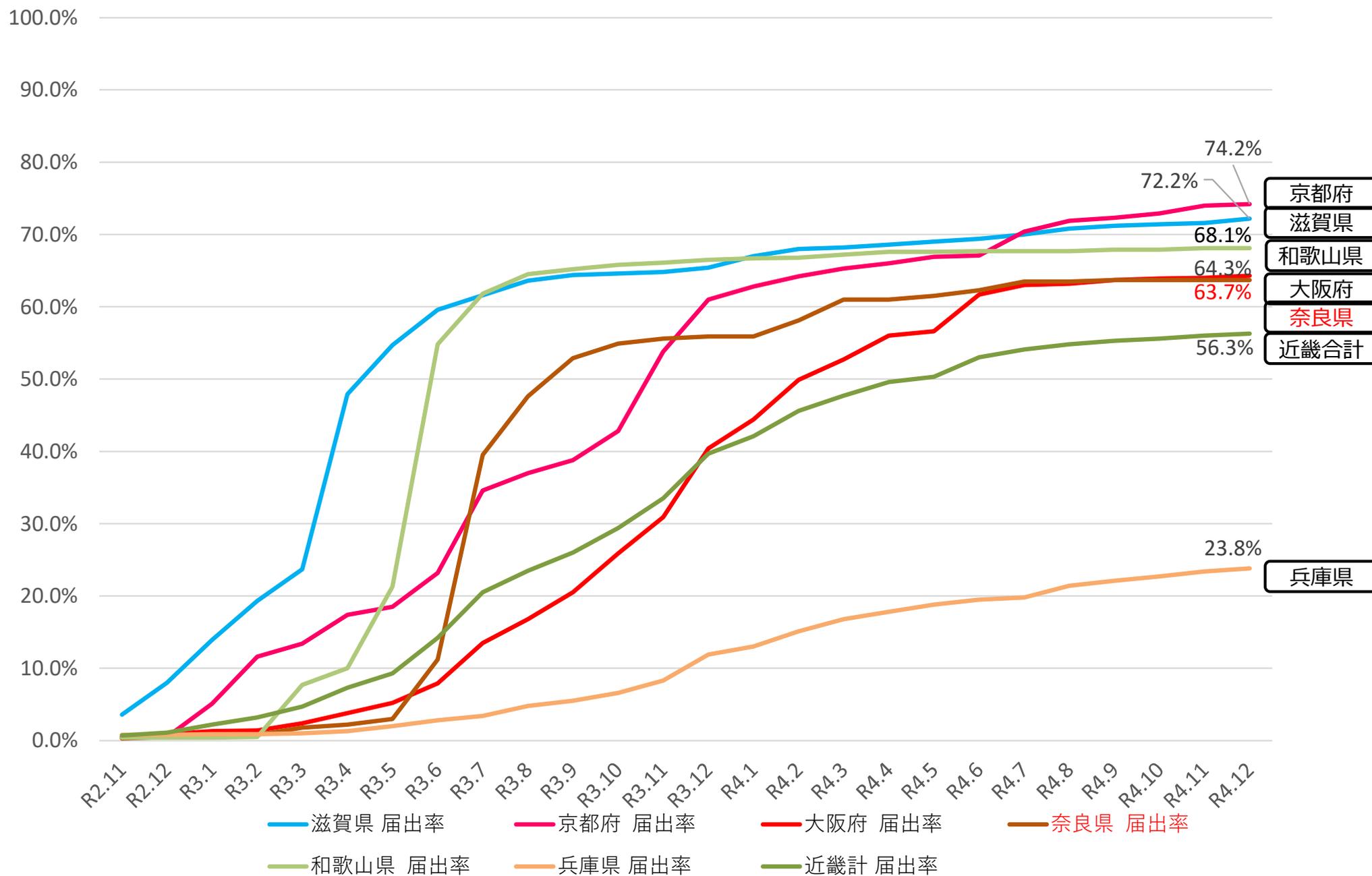
支局	事業者数 (豊枢除く) H31.3.31現在	件数	割合
札幌	1516	783	51.6%
函館	268	230	85.8%
室蘭	370	238	64.3%
旭川	410	284	69.3%
帯広	326	116	35.6%
釧路	276	191	69.2%
北見	189	105	55.6%
小計(北海道)	3355	1947	58.0%
青森	796	451	56.7%
岩手	582	390	67.0%
宮城	1187	666	56.1%
秋田	340	253	74.4%
山形	364	211	58.0%
福島	988	665	67.3%
小計(東北)	4257	2636	61.9%
茨城	2258	723	32.0%
栃木	1085	548	50.5%
群馬	1148	280	24.4%
埼玉	3340	606	18.1%
千葉	2196	633	28.8%
東京	5012	1138	22.7%
神奈川	2535	611	24.1%
山梨	504	237	47.0%
小計(関東)	18078	4776	26.4%

支局	事業者数 (豊枢除く) H31.3.31現在	件数	割合
新潟	707	553	78.2%
長野	636	256	40.3%
富山	603	389	64.5%
石川	741	377	50.9%
小計(北陸信越)	2687	1575	58.6%
福井	477	315	66.0%
岐阜	856	443	51.8%
静岡	1546	1009	65.3%
愛知	2893	1643	56.8%
三重	968	725	74.9%
小計(中部)	6740	4135	61.4%
滋賀	503	363	72.2%
京都	974	723	74.2%
大阪	4402	2831	64.3%
兵庫	2210	525	23.8%
奈良	597	380	63.7%
和歌山	558	380	68.1%
小計(近畿)	9244	5202	56.3%

支局	事業者数 (豊枢除く) H31.3.31現在	件数	割合
鳥取	302	237	78.5%
島根	375	313	83.5%
岡山	1148	854	74.4%
広島	1509	1182	78.3%
山口	627	537	85.6%
小計(中国)	3961	3123	78.8%
徳島	380	330	86.8%
香川	594	502	84.5%
愛媛	735	654	89.0%
高知	422	383	90.8%
小計(四国)	2131	1869	87.7%
福岡	2229	1349	60.5%
佐賀	436	345	79.1%
長崎	428	367	85.7%
熊本	688	603	87.6%
大分	523	360	68.8%
宮崎	402	322	80.1%
鹿児島	1006	722	71.8%
小計(九州)	5712	4068	71.2%
沖縄	825	298	36.1%
合計	56990	29629	52.0%

※告示されてからの累計件数

「標準的な運賃」届出率



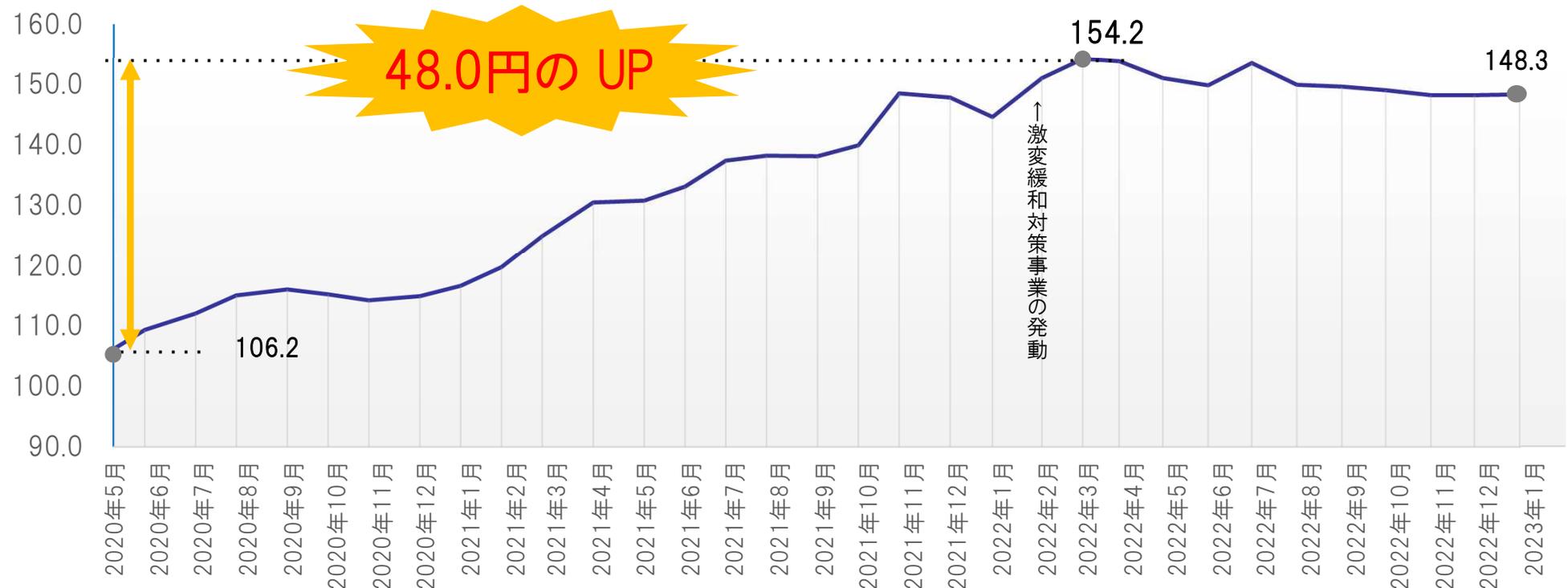
- 令和2年(2020)年5月からの軽油価格の推移をたどると、最大で1リットルあたり約50円の上昇(約1.5倍に)
- 令和4年1月末にガソリン価格が170円を超え、政府は**激変緩和対策事業**(軽油も対象)を発動

激変緩和対策事業

元売事業者・輸入業者に燃料油価格を抑制する原資を支給し、卸価格の抑制を通じて、小売価格の急騰を抑制する事業
(ガソリン価格を基準とし、軽油・灯油・重油・航空機燃料への支給額は、ガソリンへの支給額と同額を支給)

- ▶ ガソリンの基準価格については、令和4年4月28日以降168円に引き下げられ、現在も継続中
- ▶ 補助上限額については、令和4年4月28日以降は35円(さらなる超過分についても1/2を支給)であったが、令和5年1月から5月は毎月2円ずつ減少させていき、1月33円、2月31円、・・・、5月25円とし、上限を超過した分への1/2支給も維持(令和5年6月以降は段階的に縮減する一方で、高騰リスクへの備えを強化)
- ▶ 令和4年12月の支給額は、原油価格の下落や円安の戻りにより、25円を大きく下回り、この水準が続くと、**燃料油価格の店頭価格には影響が出ない見通し**

軽油価格の推移(店頭現金小売 全国平均価格)



国自貨第69号
令和3年11月10日

荷主関係団体 御中

国土交通省自動車局貨物課長

貨物自動車運送事業者の適正な運賃收受のための周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の燃料価格上昇によって貨物自動車運送事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。こうした燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃收受に繋げ、貨物自動車運送事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。

また、今般の燃料価格上昇は、適正な運賃收受の重要性について認識を新たにすることはありますが、そもそも、「標準的な運賃」において積算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効率化に必要となる設備導入に要する経費などを含め、適正な運賃を收受することが物流の持続可能性を確保するうえで重要です。

つきましては、荷主（運送委託者）と貨物自動車運送事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記の事項について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 貨物自動車運送事業者と協議の上、**燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。**
2. 貨物自動車運送事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、**運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象**となること。

運送委託者の方へのお知らせ



燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？



⚠️ 法令違反となるおそれがあります!!

- 運送委託者が運送事業者から**燃料費・人件費の上昇コストを運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。**

Check point! 要注意! チェックポイント

- 燃料費・人件費の上昇を踏まえた運賃・料金の見直しの協議を拒んでいませんか。
- 燃料サーチャージの導入要請があったにもかかわらず、協議を拒んでいませんか。



- 運送事業者と定期的に協議し、運賃・料金を見直す。
- 急激な燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

本件に関して取引に支障が出たら → 国土交通省 適正取引相談窓口 [連絡先は裏面をご覧ください] 右記までご連絡ください。

【近畿運輸局】

- R3.11.26 兵庫県トラック協会が主催する「環境と物流を考えるフォーラム」の来賓挨拶において出席荷主にご理解とご協力を依頼。
- R3.12.1 近畿経済産業局、近畿農政局に「標準的な運賃」や燃料費の上昇を反映した適正運賃収受を荷主 関係団体へ周知依頼（近畿経済産業局、近畿農政局から荷主関係団体へメルマガにより配信）。
- R4.1.31 大阪アパレル物流協議会来局時に、「標準的な運賃」と燃料費の上昇を反映した適正運賃収受についてご理解とご協力を依頼。
- R4.2.21 荷主企業向けトラック運送事業の現状と課題についてのセミナー（関西経済連合会との共催）にて、出席荷主にご理解とご協力を依頼。
- R4.4.20 大阪アパレル物流協議会定時総会に引き続き開催される講演会において、適正運賃収受についてご理解とご協力を依頼。
- R4.7.28 JILSのテーマ別研究会において、今後の適正な運賃収受のための取り組みについて説明した。
- R4.10.31 兵庫県トラック協会が主催する物流セミナーにおいて、出席荷主にご理解とご協力を依頼した。
- R4.11.18 関交研創立50周年記念セミナーにおいて、局長から適正な運賃の収受について出席者に周知した。
- R4.12.12及び12.23 阪神港海上コンテナ協会におけるセミナーにおいて、適正運賃の収受について説明した。

関西経済連合会 webセミナー（R4.2）



1. 荷主団体への周知文書

<p style="text-align: center;">事務連絡 令和3年12月1日</p> <p>荷主関係団体等 各位</p> <p style="text-align: center;">近畿運輸局自動車交通部</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者の適正な運賃収受のための周知について</p> <p>平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>国内貨物輸送の9割（トンベース）を占め、我が国のくらしと経済を支える物流インフラであるトラック運送業においては、運転者の労働環境は他の産業と比べて長時間労働・低賃金の状況にあり、運転者不足が大きな課題となっています。</p> <p>さらに、平成30年7月6日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下、「働き方改革関連法」という）において、長時間労働の是正を図る観点から、時間外労働について罰則付きの上限規制が導入されることとなり、令和6年4月1日に、年960時間（月平均80時間）が適用されることになっています。</p> <p>このような状況の中で、運転者の労働条件の改善を図るため、平成30年12月に貨物自動車運送事業法の改正が行われ「標準的な運賃の告示制度」が導入されました。</p> <p>「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度からの時間外労働の上限規制適用等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を持続的に維持していくため、国が望ましい適正運賃水準を示すことが効果的であるとの趣旨により設けられ、国土交通大臣が昨年4月24日に告示されました。</p> <p>前述のように、働き方改革関連法による適正な運賃収受の対応を進めていく必要がある中、さらに、今般の燃料価格上昇によってトラック事業者の経営状況に与える影響が懸念されています。</p> <p>「標準的な運賃」において精算される人件費、車両更新に要する費用、事業運営や物流効</p>	<p>率化に必要となる設備導入に要する費用などや燃料価格の上昇分については、「標準的な運賃」の設定や燃料サーチャージの導入等によって適正な運賃収受に繋げ、トラック事業者のみがその負担を抱えないことが必要です。</p> <p>つきましては、荷主（運送委託者）とトラック事業者が協議の上、適正な運賃による運送契約の締結を行うことは、取引環境の適正化のために不可欠であることから、今般の趣旨についてご理解いただき、下記的事项について、傘下会員への周知等にご協力を賜りたくお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. トラック事業者と協議の上、働き方改革関連法の対応に必要な経費、燃料費の上昇分を反映した適正な運賃・料金への見直しを行うこと。 2. トラック事業者から燃料費の上昇分を運賃・料金に反映することを求められたにもかかわらず、運賃・料金を不当に据え置くことは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）や下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）に違反するおそれがあるとともに、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）附則第1条の2に基づき、荷主への働きかけ、要請、勧告・公表等の対象となること。
--	---

2. 荷主を所管する行政機関から周知

【近畿経済産業局】

方法：メルマガ

年月日：令和3年12月8日

配信先：自治体の商工部門、商店街、まちづくり団体等 472先

【近畿農政局】

方法：メール

年月日：令和3年12月3日（令和3年12月2日付け事務連絡）

送付先：中央卸売市場開設者 7者（12市場）

府県食品産業協議会等 6団体

府県卸売市場担当者 6府県

府県食品産業担当者 6府県

近畿農林水産関連企業環境対策協議会 正会員・協賛会員98社

【奈良運輸支局】

○荷主企業団体あて周知依頼（訪問者：支局長、県トラック協会長）

R3.10.28 奈良県商工会連合会

→ 定期発行の機関紙にリーフレットを掲載し発送
(1月約15,000社と関係行政機関)



○荷主企業団体あて「燃料高騰に伴う適正運賃収受」も含めた周知依頼

R4.3.31 奈良県商工会議所連合会

→ 連合会として、県下3商工会議所に文書・リーフレットを発送（4月）

→ 商工会議所内で文書・リーフレット回覧（4月）

同（一社）奈良経済産業協会

→ 定期物の発送時に依頼文書・リーフレットを同封して発送（4月450者）

同 奈良県中小企業団体中央会

→ 同会ホームページに依頼文書・リーフレットを掲載（4月会員数185者）

○テレビ放送（奈良テレビ）

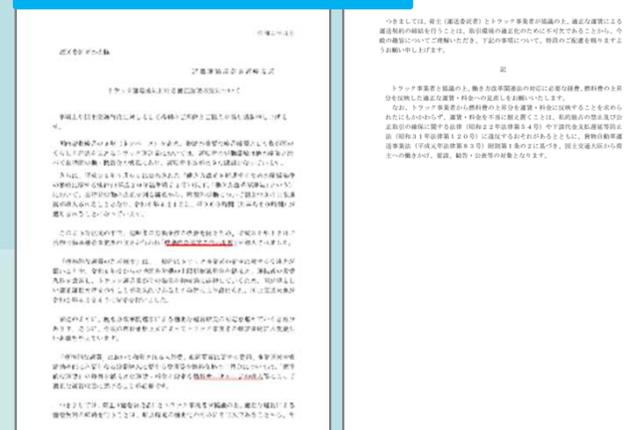
R3.10.28夕刻のニュース番組「ゆうドキッ！」で放送



○地方紙（奈良新聞）

R3.10.29

荷主団体への周知文書



運送委託者の方へのお知らせ

燃料費・人件費の上昇分の負担を拒んでいませんか？

燃料費・人件費も上がっていませんか？
運賃も上げてもらえないかな？

⚠️法令違反となるおそれがあります!!

運賃は、燃料費・人件費の上昇分を適正に反映させることが義務付けられています。これを拒むことは法令違反となります。

⚠️要注意！チェックポイント

運賃に燃料費・人件費の上昇分を適正に反映させることが義務付けられています。これを拒むことは法令違反となります。

こんな取引を目指しませんか？

運賃に燃料費・人件費の上昇分を適正に反映させることが義務付けられています。これを拒むことは法令違反となります。

都道府県	支局	支局長	連絡先
大阪府	大阪支局	佐藤 隆夫	06-6644-1111
京都府	京都支局	山田 隆夫	075-733-1111
兵庫県	神戸支局	田中 隆夫	078-322-1111
奈良県	奈良支局	佐藤 隆夫	074-322-1111
和歌山県	和歌山支局	山田 隆夫	073-422-1111
徳島県	徳島支局	田中 隆夫	087-222-1111
香川県	高松支局	山田 隆夫	087-822-1111
愛媛県	松山支局	田中 隆夫	089-222-1111
高知県	高知支局	山田 隆夫	098-222-1111
福岡県	福岡支局	田中 隆夫	092-222-1111
佐賀県	佐賀支局	山田 隆夫	095-222-1111
熊本県	熊本支局	田中 隆夫	096-222-1111
大分県	大分支局	山田 隆夫	097-222-1111
宮崎県	宮崎支局	田中 隆夫	098-222-1111
鹿児島県	鹿児島支局	山田 隆夫	099-222-1111
沖縄県	那覇支局	田中 隆夫	098-222-1111

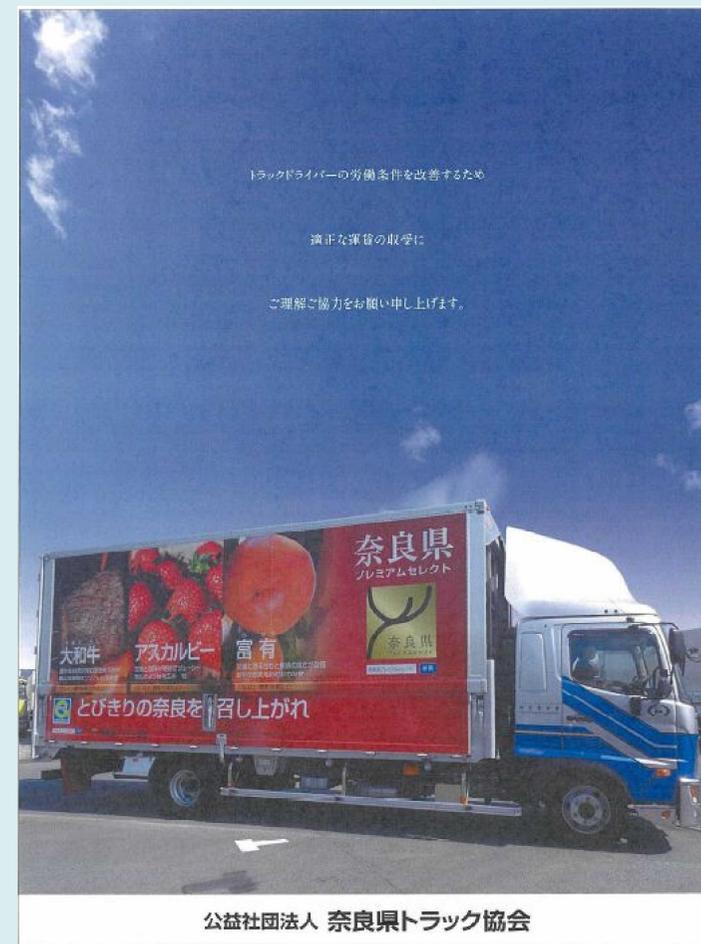
【奈良県トラック協会】

●労働環境の改善、荷主に対する交渉に役立てるため、以下の取組を実施

- ・労働環境の改善に向け、働き方改革セミナーを開催
令和4年8月22日、10月21日、11月18日、12月13日
- ・燃料サーチャージ制の導入について荷主の理解を得るため
燃料高騰対策セミナーを開催 令和4年9月27日、10月26日
- ・持続可能な輸送を維持していくため、荷主等との運賃交渉に重点をおいた
「標準的な運賃」活用セミナーを開催 令和5年1月16日
- ・情報化推進による生産性の向上を支援するため、
I T 活用セミナーを開催 令和5年1月26日

●働き方改革の推進、標準的な運賃（適正運賃收受）に向けた広告及びCM

- ・【奈良新聞】 令和4年4月29日、6月10日、10月26日、12月11日、
令和5年1月19日
- ・【奈良テレビ】 令和4年7月10日（4本）、7月21～22日（4本）、
令和5年2月8日～28日（33本）



R5.1.19掲載 奈良新聞 全15段

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更）」、「新型コロナウイルス感染症総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「**新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金**」を措置。

○ 予算額

令和2・3年度：補正予算 11.3兆円 予備費 3.9兆円（計15.2兆円）
 令和4年度：補正予算 0.75兆円 予備費 1.2兆円（計1.95兆円）

○ 交付対象者・交付方法

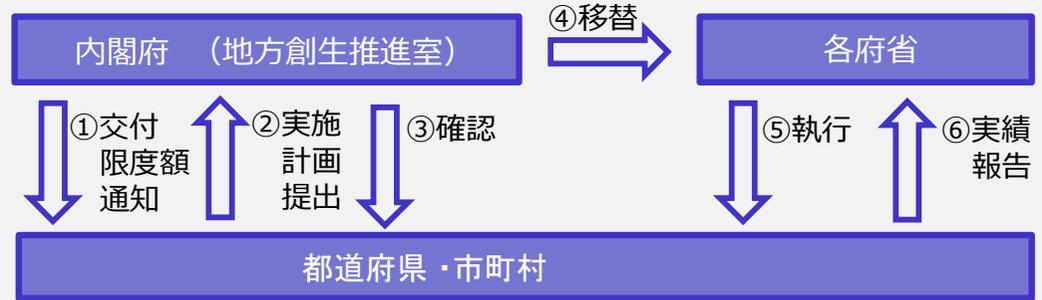
地方公共団体（全都道府県・全市区町村）が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

○ 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- 令和2年緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）に掲げられた4つの柱に含まれる事業
 - ①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続
 - ③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築
- 令和2年総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
- 令和3年経済対策（令和3年11月19日閣議決定）に掲げられた3つの柱に含まれる事業
 - ①新型コロナの感染拡大防止、②「ウズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、
 - ③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- 令和4年緊急経済対策（令和4年4月26日関係閣僚会議決定）に掲げられた**4つの柱に含まれる事業**
 - ①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援
- 令和4年総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定）に掲げられたウズコロナ下での感染症対応の強化の柱に含まれる事業

○ 所管及びスキーム



第一弾

奈良県内の緑ナンバートラックを使用する
中小企業・個人事業主向け

奈良県貨物運送事業 燃料価格高騰対策支援金

支援金
普通自動車
5万円/台

小型自動車
2万円/台

燃料価格高騰の影響を受ける貨物自動車運送業の事業継続を支援するため、
県内に営業所を有する中小企業者に対して支援金を交付します。

対象者

- 一般・特定貨物自動車運送事業を営む中小企業及び個人事業主
- 県内に営業所を有する者
- 令和4年8月1日以前から、上記事業を営んでいる者
- 交付申請時において、上記事業を継続しており、今後も継続する意思がある者
- 県税に滞納がなく、暴力団員等に該当しない者 等

必要書類

- 交付申請書兼請求書【第1号様式】
- 交付対象車両一覧【第2号様式】
- 運輸局からの自動車運送事業の許可書等の写し
- 対象車両全ての自動車検査証の写し ※
- 対象車両全ての写真(ナンバープレートが写っているもの/白黒写真可) ※
- 県税の納税証明書(全税目)の写し
- 通帳等の写し
- 法人の履歴事項全部証明書の写し <法人のみ>
- 申請者の身分証明書(運転免許証(両面)やマイナンバーカード(表面))又は住民票等の写し <個人事業主のみ>

※「交付対象車両一覧【第2号様式】」内のNo.を該当する自動車検査証写し及び写真に記入してください。

受付

令和4年8月1日(月)～10月31日(月) 必着

第二弾

奈良県内の緑ナンバートラックを使用する
中小企業・個人事業主向け

奈良県貨物運送事業 燃料価格高騰対策支援金 追加支援

支援金
普通自動車
5万円/台

小型自動車
2万円/台

燃料価格高騰の影響を受ける貨物自動車運送業の事業継続の更なる支援のため、
県内に営業所を有する中小企業者に対して追加支援金を交付します。

対象者

- 一般・特定貨物自動車運送事業を営む中小企業及び個人事業主
- 県内に営業所を有する者
- 令和4年8月1日以前から、上記事業を営んでいる者
- 交付申請時において、上記事業を継続しており、今後も継続する意思がある者
- 県税に滞納がなく、暴力団員等に該当しない者 等

必要書類

当初支援金※1 受給者	当初支援金※1 未受給者	
○(必着)	—	交付申請書兼請求書【第1-1号様式】
—	○(必着)	交付申請書兼請求書【第1-2号様式】
—	—	交付対象車両一覧【第2号様式】
—	—	対象車両全ての自動車検査証の写し ※2
—	—	県税の納税証明書(全税目)の写し
—	—	運輸局からの自動車運送事業の許可書等の写し
—	—	通帳等の写し
△ (当初支援金の交付 申請時から変更が ある場合のみ必要)	○(必着)	法人の履歴事項全部証明書の写し <法人のみ>
—	—	申請者の身分証明書(運転免許証(両面)やマイナンバーカード(表面))又は住民票等の写し <個人事業主のみ>
—	—	取得車両一覧【第3号様式】
△ (該当車両がある 場合のみ必要)	—	取得車両の自動車検査証の写し ※2
—	—	乗客等車両一覧【第4号様式】

※1 当初支援金とは、奈良県トラック協会が「奈良県貨物運送事業燃料価格高騰対策支援金交付要綱(申請期間:令和4年8月1日～10月31日)」に基づき交付した支援金を指します。

※2 「第2号様式」または「第3号様式」内のNo.を、該当する自動車検査証写しに記入してください。

受付

令和5年1月4日(水)～25日(水) 郵送必着